

コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業
(令和2年度第3次農林水産省補正予算)

「戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組むコメ・コメ加工品の
海外市場開拓及びプロモーション等の推進事業」
実施マニュアル(2次募集用)

令和3年9月

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
(全米輸)



THIS IS
JAPAN QUALITY
日本のおいしい米。

<目次>

1. 事業趣旨	P 1
2. 事業スキーム	P 2
3. 事業実施のスケジュール	P 3
4. 事業計画の承認申請	P 4
5. 事業計画の作成時の留意点	P 5
6. 審査・採択基準	P 6
7. 補助対象となる経費	P 7
8. 計画作成実施にあたっての留意事項	P 8 ~ P 1 1
9. お問い合わせ先	P 1 2

1. 事業趣旨

- 昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年に5兆円に拡大する目標が定められました。
また、昨年末に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（以下、実行戦略）」では、輸出目標達成のために当面必要となる具体的な戦略が定められるとともに、輸出拡大の余地が大きい27の輸出重点品目を選定しており、コメ・コメ加工品関係では「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」及び「日本酒」が輸出重点品目に選定され、輸出ターゲット国・地域と輸出目標額が設定されています（※）。
- 実行戦略では、海外の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出に取り組む事業者や産地等に対して重点的な支援等を行うとされていることから、本事業では、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」に参加する戦略的輸出事業者が産地と連携して「マーケットイン」の発想で取り組む海外市場開拓・販売拡大の取組を支援することとします。
- なお、令和2年度3次補正予算からは米菓や日本酒も含めた、コメ・コメ加工品を支援対象品目とします。

（※）米菓に関しては「菓子」が重点品目に選定されています。

対象品目

コメ・コメ加工品（コメ（粒）、米菓、日本酒、包装米飯※、米粉・米粉製品）

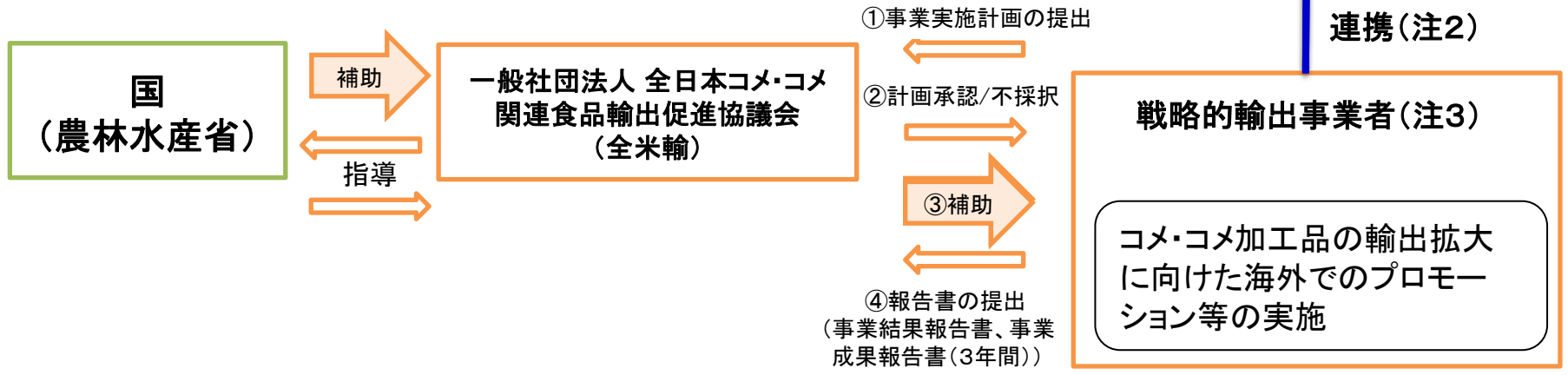
※ パックご飯、レトルト米飯、冷凍米飯、即席がゆ等

（注） 本事業の対象となる事業者毎の計画内容や成果等は、公表する場合があります。

2. 事業スキーム

- 公募で選定された全米輸が農林水産省の指導の下、事業計画の受付、審査、補助金の支払い等の事務を行います。
- ①戦略的輸出事業者は全米輸に事業計画を提出し、
②全米輸は実施要領の審査基準に基づき、事業計画を審査、
③農林水産省と協議の上、採択又は不採択を通知します。
- 戦略的輸出事業者は承認された事業計画の範囲内でプロモーション等、海外市場開拓のための事業を実施します。

事業スキーム



(注1) 実行戦略に基づき農林水産省HPで公表している輸出産地リストに掲げられている産地を指します。

(注2) 採択に当たっては輸出産地及び戦略的輸出基地と連携した取組を優遇します。(詳細は6ページ参照)

(注3) 本事業の対象となる輸出事業者の要件は以下になります。

1. 農林水産省の「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」において、戦略的輸出事業者として、2025年の輸出拡大に向けた取組方針等を設定、提出済みであること。

2. GFPコミュニティサイトに登録していること。<https://www.gfp1.maff.go.jp/>

3. 事業実施スケジュールについて

- ① **9月6日 募集開始** (戦略的輸出事業者から全米輸に対し、申請書類を提出)
- ② **9月24日 募集締切**
- ③ **9月下旬～10月上旬 審査**
(申請書類に不備等があった場合は連絡。事業計画の修正をお願いすることがあります。)
- ④ **10月上旬 承認/不採択通知**



事業実施
(承認後～2022年2月末までの期間内)



- ⑤ **事業終了後1ヶ月以内:事業結果報告書の提出・精算手続き**
(戦略的輸出事業者から全米輸に対し、報告書・精算書類の提出)



- ⑥ **全米輸から事業者に補助金の支払い**
※2021年度内に報告書の承認・精算手続きが完了しない場合、補助金の支払いはできません。



- ⑦ **事業終了年度の翌年度から3年間:事業成果報告書の提出**
(毎年度7月末までに輸出拡大数量等の成果を全米輸に対して報告)

4. 事業計画の承認申請について

- (1) 要領に基づき、郵送、持ち込み又はメールのいずれかの手法で全米輸まで提出してください。
(メールの提出先: jimukyoku@zenbeiyu.or.jp) (※切9月6日)

【提出が必要な書類】

様式1-1号 : 事業計画の承認申請書

- ① 別添1 : 戦略的輸出事業者の概要
- ② 別添2 : 事業計画(総括表)
- ③ 別添3 : 事業計画(取組毎の個表) ※適宜参考資料を付すこと。

- (2) 事業計画(別添3)は個別の取組毎に作成してください。(通しの取組番号を付けて下さい。)
別添2 事業計画(総括表)には、事業者毎の取組の全体の概要を記載して下さい。

- (3) 全米輸は、審査基準に基づき事業計画を審査し、農林水産省と協議の上、承認又は不採択を通知します。(審査基準については6ページ参照)

- (4) 事業の開始は、原則として、全米輸による事業計画の承認日以降になります。

5. 事業計画の作成時の留意事項

- (1) 別添3は個別の取組毎に作成してください。(取組番号を付けて下さい。)
(例：国・地域が異なる、時期が異なる、PR対象者が異なる等により分類し、枝番は使用しない。)
- (2) 別添2 事業計画(総括表)には、事業者毎の取組の全体の概要を記載して下さい。
- (3) 本事業は、輸出拡大に向けた海外需要・開拓プロモーションを推進する事業ですので、海外需要開拓・プロモーションを中心に計画を作成してください。その際、事業計画は可能な限り具体的な取組方法等が分かるように記載して下さい。
また、個別商品の宣伝に留まらず、できる限り「日本産コメ・コメ加工品のPR」という観点で計画を作成してください。
(取引先事業者の宣伝に該当するようなプロモーションは支援の対象外です。)
- (4) プロモーション等の実施を通じて輸出拡大を達成していくためには、実施国・地域における需要を的確に把握した上で商流の構築、強化に繋がるような取組となることが重要です。そのため、別添3の『6. 取組の具体的な内容』の記載にあたっては、(1)取組の概要に加えて、(2)(当該国における)輸出の現状、(3)市場開拓方策、(4)商流の確保について記載してください。また、(5)過去に実施した類似取組の概要と成果についても審査に当たっての参考とします。

項目		記載いただきたいこと
6. 取組の具体的な内容	(2)輸出の現状	当該国における輸出の現状(実需の現状、販売先等、 小売店舗や外食店舗等でプロモーションを実施する場合には当該小売店舗や外食店舗向けの輸出や販売動向等。)を記入してください。
	(3)市場開拓方策	当該国におけるコメ・コメ加工品消費の実態や日本食の浸透状況、商流の構築状況を踏まえて、 今後どの分野(小売、EC、中食、外食(日本食、非日本食等))で市場開拓を図っていく方針なのか について記載して下さい。
	(4)商流の確保	現地に至るまでの商流(輸出商社、インポーター、ディストリビューター、小売店舗等)の構築状況を記入してください。
	(5)過去に実施した類似の取組の概要と成果(目標に対する輸出実績など)	過去に実施した類似の取組があれば、取組の概要と実績を記入ください。

- 審査・採択に当たっては、以下の要素を考慮します。
(詳細は実施要領別添で確認して下さい。)
- 2025年に向けた輸出目標・取組方針を設定しているか。
- 輸出先国における消費の実態やニーズを的確に把握しているか。
(現地のマーケットと、販売に当たってターゲットとなる者を把握しているか)
- 現地に至るまでの商流は構築済みか。
- 現地ニーズを踏まえた需要開拓・プロモーション手法となっており、**輸出量の拡大が見込めるか。(2次募集においては、早期かつ大きな輸出拡大効果が見込まれる事業計画を優先的に採択します。)**
- 目標設定および積算は妥当なものとなっているか。**(費用対効果の面で適切か。)**
- 輸出産地・戦略的輸出基地との連携は取れているか。
(輸出産地の場合、輸出事業計画の認定を得ているか。)
- 過去の類似の取組で成果を出しているか。
- 当該輸出先国において輸出実績を伸ばしているか。
- コメ・コメ加工品輸出拡大のためのオールジャパンでの取組に協力しているか。
(オールジャパンの取組に協力している事業者を優先的に採択します。)

6. 補助対象となる経費

取組内容	補助率	
①プロモーションに要する経費(②～④のいずれにも該当しない場合)	定額 ※ただし、補助対象となる範囲に 注意してください。 (9ページ～11ページ参照)	
②プロモーションに要する経費のうち機器・備品費、機器・備品費の借上費	1/2	
③海外におけるテストマーケティング(注1)を行う場合の経費	1/2	
④見本市・商談会への出展等		
i) JETRO等が国(農林水産省、他省庁)の補助を受けて 出展する国内外見本市、国内外商談会 "	ブース出展料 ブース出展料以外の経費	補助なし(注2) 1/2以内(注2)
ii) 上記以外の海外見本市、国内外商談会 "	ブース出展料 ブース出展料以外の経費	1/2以内 定額
iii) 国内見本市(輸出EXPO等)	ブース出展料及びブース出展料以外の経費	1/2以内
⑤農林水産省の他の事業で補助を受けている取組	補助対象外	

(注1)ここで『テストマーケティング』とは、現在未進出・商流を有していない国・地域分野において今後のビジネス展開の可能性を検討するためにテスト販売を行う場合等を指します。

(注2)JETRO等が他の国の補助事業を踏まえた出展料を設定している場合。なお、JETROが出展する見本市等については、原則としてJETROジャパンパビリオンに出展する場合に採択の対象とします。

7. 計画作成実施にあたっての留意事項①

項 目	留 意 事 項
事業計画の作成	<p>外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託を行う場合は、委託内容を明確にした上で相見積りを行い「外部発注(相見積り)調書」を提出して下さい。(要領の様式4-1号関係 別添4)(12ページ参照) ・やむを得ず相見積りをせず外部委託を行った場合は、その委託先を選定した理由を「外部発注(相見積り)調書」に記載して支払申請時に添付して下さい。 <p>※自社以外の戦略的輸出事業者への委託費は実費精算となり、職員人件費は補助対象外(マネキン等の賃金は実費のみ対象)となります。</p>
事業計画の作成	<p>旅費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費の対象者は、<u>戦略的輸出事業者、生産者(輸出産地または戦略的輸出基地に限る)、取引先商社、現地ディストリビューター、招へい者(日本に招へいする場合に限る)</u>となります。 ・本事業の事業計画に無い、又は本事業の趣旨から外れる旅費(交通費、宿舎費等)、通訳費等は、補助対象外となります。 ・事業計画を超過する出張者の人数、宿泊数は補助対象外となります。
事業計画の作成	<p>事業計画の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、戦略的輸出事業者が行うプロモーション等の取組を「取組」単位で支援するものです。したがって、<u>事業計画に記載された取組内容を全米輸の承認なく変更して実施した場合には補助対象外となります。</u> <p>(やむを得ない事情の場合には計画変更を認めますので、実施前に全米輸へご相談ください。)</p>
事業計画の作成	<p>事業の中止又は廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事情で申請した事業を中止又は廃止する場合は、速やかに相談して下さい。「事業計画の中止(又は廃止)の承認申請」(要領の様式3-2号)を速やかに提出していただくこととなります。

7. 計画作成・実施にあたっての留意事項②

項 目	留 意 事 項
事業結果報告及び支払申請	・事業終了後1ヶ月以内に「事業結果報告(取組毎の個表)」(様式4-1号 別添1)を作成し、必要書類を添付の上、全米輸に提出して下さい。
支払方法	・経費は全て領収書に基づく事後精算となります。
消費税の取扱	・国内消費税相当分については補助対象外となります。
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・国内1泊15,000円、海外一般1泊20,000円、海外指定都市(ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、シンガポール)1泊30,000円が一人当たりの精算上限金額となります。 ・支払申請時には領収書に併せて、利用内容がわかる明細書の添付が必要となります。 ・飲食代は補助対象外となります。(朝食が宿泊とセットで分割することができない場合を除く。)
交通費	・原則として、公共交通機関を利用して下さい。タクシー代、レンタカー料金、駐車料金を計上する場合は、使用した理由を「支払い申請書添付資料」(要領の様式4-1号関係 別添2)の「備考」欄に記載して下さい。
交通機関のビジネスクラス、グリーン車利用	<ul style="list-style-type: none"> ・エコノミークラス、普通特急券の運賃・料金が補助対象となります。 ・ビジネスクラス以上、グリーン車以上の利用は補助対象外です。
航空機の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機を利用した場合、搭乗券の半券、又は搭乗レシート、搭乗証明書の添付が必要です。 ・空港利用料等の国内の消費税の課税対象については、算出した消費税額を除いて請求して下さい。 ・領収書、明細書の添付が必要です。区間毎に金額が分からない場合は支払えません。
都市交通費	・IC乗車券等の利用で領収書がない交通費は、その金額であることを証明できる資料を添付して下さい。
会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・プロモーション実施に必要な借料・賃料は補助対象となります。 ・営業活動として支出する棚代は補助対象外となります。
新商品のパッケージ代	・新商品のパッケージの版代及びプロモーションの実施を通じて販売拡大を図るコメ・コメ加工品のパッケージ代は補助対象となります。(ノベルティに類するものは補助対象外となります。)

事業
結果
報告
及び
支払
申請

7. 計画作成・実施にあたっての留意事項③

項 目	留 意 事 項
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、全米輸の諸謝金の支払規程に基づき支払うため、上限金額があります。計画している場合は全米輸事務局へご相談下さい。 ・戦略的輸出事業者への謝金は補助対象外となります。
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金は、本事業の取組を実施するため新たに雇用する販売促進補助(マネキン等)に支払われる場合に対象となります。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費は、海外の外食店・小売店・展示会等で展示・試食するコメ・コメ加工品及び展示・試食用資材(紙皿、楊子、調味料等)等の本事業で使用するものとなります。 ・プロモーションで使用するコメ・コメ加工品は補助対象となります。(ただし、コメ・コメ加工品の消費者への無償配布については、輸出拡大への効果を明確に説明可能なものに限りです。) ・法被やTシャツなど、ノベルティに類する・コメ・コメ加工品輸出以外にも使用できるものは補助対象外となります。
事業結果報告及び支払申請	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・備品費、借上費は、海外の小売店、飲食店等で使用する精米機、炊飯器、食器等の使用可能期間が1年以上と見込まれるものに限り、1年以上継続して使用し、かつリース・レンタルを行うことが困難な場合に限り、購入が可能です。 ・取得単価が50万円以上の備品については、見積もり書(原則3社以上、該当する備品を1社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付して下さい。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって備品を管理して下さい。(耐用年数は「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年4月30日付農林省令第18号)で確認して下さい。) ・耐用年数が経過しないうちに処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む)しようとするときは、「取得財産等の処分承認申請書」(様式9号)により申請し、承認を受ける必要があります。 ・コメ輸出以外の業務にも使用できる汎用性の高いパソコン、タブレット、携帯電話、コピー機、デジタルカメラ等の機器は補助対象外となります。
機器・備品費、借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・支払申請時には、委託先に支払った領収書及び支払請求明細書(自由様式)を提出して下さい。なお、委託先が支払った領収書についても確認する場合がありますので、5年間保管して下さい。不適切な場合は、要領の第10に基づき、補助金の返還を命ずる場合があります。
委託費	

7. 計画作成・実施にあたっての留意事項④

項 目		留 意 事 項
事業結果報告及び支払申請	役務費、印刷製本費、広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に制作、印刷、製本、広告宣伝が行われたことを証明できる資料(制作物の写真、印刷物見本、広告掲出証明書・露出クリッピング資料等の実物またはコピー)を提出して下さい。 ・日本産米コメ・コメ加工品のプロモーションとしての効果が説明できない店舗、商品、料理等のSNS、動画作成等は補助対象外となります。(例:個別店舗の日本産米の輸出に関係のない宣伝、ビジネスベースの取引で通常発生する販促費用への代替支出など)
	送金手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業と自主事業の経費を合わせて一括送金した場合、両者を明確に分けることができないため、送金手数料について補助対象外となります。
	外貨の換算	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で現金払いする場合は、出張時「みずほ銀行」又は「三菱UFJ銀行」の外国為替相場のTTS(電信為替相場の売値)(小数点第2位)を記載し、換算して下さい。 ・現地通貨で送金の場合は、送金日の「三菱UFJ銀行」の外国為替相場のTTSをインターネット等で確認の上、当該レートを用いて換算して下さい。 ・外貨から円に換算する際には、小数点以下を切捨てて精算をして下さい。 ・クレジットカード払いの場合は、カード会社の請求金額を用いて精算して下さい。
	申請できない費用	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に直接関係のない費用への充当、既存の事業費用の付け替え、値引販売原資・ビジネスベースの品代・輸送費用の補填、不動産(土地建物)取得費、既存の現地拠点の運営・費用補填、店舗の棚代、航空券アップグレード費用、査証、パスポート取得費用、海外渡航保険料等任意保険、会議用のお茶・菓子等を含む飲食代、電話代、ホテル・飛行機のWi-Fi使用料、Wi-Fiルーターレンタル料等のインターネット料金、パソコン、タブレット、携帯電話及び領収書のない費用は、申請できません。
物品等の管理	物品等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・物品について国庫補助金で購入する場合、要領第11に基づき、本事業の趣旨に即して適切な運用を行って下さい。不適切な運用(注)を行っている場合は、要領第11に基づき、補助金の返還を命ずる場合があります。(注)不適切な運用の例:購入した炊飯器を使用して外国産米100%の米のみを使って炊飯している、購入した精米機を使用して、外国産米のみを精米している等 ・シール等を貼り、財産管理台帳(様式8号)で管理して下さい。(食器を除く)
事業成果報告	事業成果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の成果報告を、事業完了後3年間提出して頂く必要があります。「事業成果報告書」(要領の様式7号)の提出期限は次のとおりです。(2021年度へ繰越手続きが承認された場合) 1回目:2022年7月31日、2回目:2023年7月31日、3回目:2024年7月31日
その他	統一ロゴマークの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象となった製品や会合の資料等には、「日本産米・米関連食品輸出促進統一ロゴマーク」を使用した上で、結果報告にて写真等を貼付してください。(使用の事実が確認できない場合、補助対象外となります。) ・本事業で統一ロゴマークを使用する場合は、使用料は無料です。

9. お問い合わせ先

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸)

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町15-15

電話 03-5643-1720

Email: jimukyoku@zenbeiyu.or.jp



JAPAN RICE AND RICE INDUSTRY
EXPORT PROMOTION ASSOCIATION